

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(国内制限措置等の延長と一部変更)

2021年6月7日
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更しましたので、お知らせします。今回の措置の有効期間については、6月14日午前6時までとなっています。

今回の延長に伴う主な変更点は以下のとおりです。

ア 国内航空便・船便を利用する際に必要となる書類の提示義務は6歳以上の者とする(以前は5歳以上の者)

イ 屋外コンサート・劇場等が再開(定員50%まで、立ち見客・休憩時間は禁止、電子チケット制のみ可)

ウ 屋外夏季映画館が再開(定員75%まで、立ち見客・休憩時間は禁止、電子チケット制のみ可)

エ 屋外遺跡等でのガイド付きグループは20人までに緩和(以前は15人まで)

■「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210607_kokunai.pdf

■「制限措置の詳細と外出時の申告方法など」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_gaishutsu_20210531.pdf

在ギリシャ日本国大使館(領事部)
Embassy of Japan in Greece 46,
Ethnikis Antistasseos St., 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911 FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp